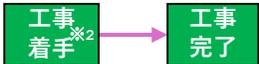
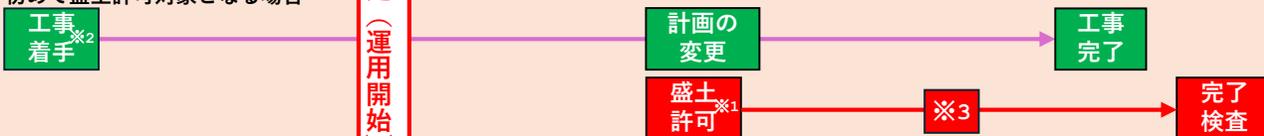
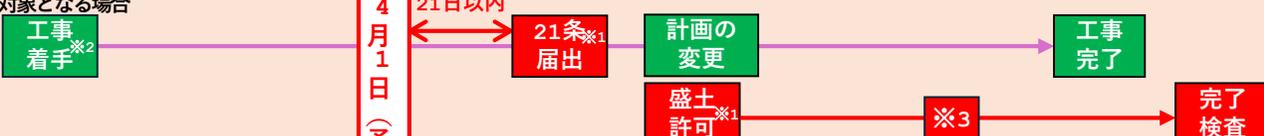
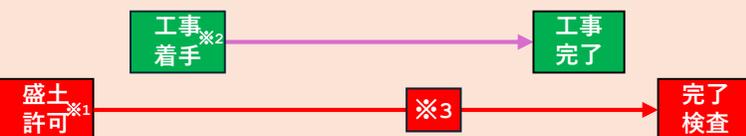


運用開始前に着工した工事の留意事項

運用開始前（令和7年3月31日まで）に着工した工事を、運用開始後（令和7年4月1日以降）に計画の変更を行う場合、**計画変更の内容によっては、盛土規制法許可（法12条・30条）・届出（法27条、法21条1項・40条1項）等の手続き**が必要となりますので、ご注意ください。

 盛土規制法の手続き

ケース	適用	必要な手続き
① 運用開始前に着手し、運用開始前に完了		手続き不要
② 運用開始前に着手し、運用開始後に完了予定	法12条・30条許可、27条届出規模に該当しないもの ②-1 区域指定後に計画変更しても、盛土許可対象とならない場合 	手続き不要
	②-2 区域指定後の計画変更により、初めて盛土許可対象となる場合 	法12条・30条許可（又は法27条届出）必要
	法12条・30条許可、27条届出規模に該当するもの ②-3 区域指定後も工事が継続する場合 	法21条①・40条①届出必要
	②-4 区域指定後の計画変更により、盛土許可対象となる場合 	法21条①・40条①届出必要 法12条・30条許可（又は法27条届出）必要
③ 運用開始後に着手予定	③-1 区域指定前に開発許可を受けたものの、工事着手が区域指定後になる場合 	法12条・30条許可（又は法27条届出）必要

区域指定（運用開始）日 令和7年4月1日（予定）

※1 それぞれの手続きの要否の判断においては、12条・30条許可や21条1項・40条1項届出が必要となる規模に該当するものと仮定して整理。27条届出の規模に該当する場合は、「盛土許可」を「盛土届出」に読み替える。その場合、中間検査、完了検査は不要。

※2 「工事着手」とは、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の搬入の段階ではなく、工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更又は土石の堆積が行われた時点をいう。

※3 盛土許可が必要となる場合（②-2、②-4、③-1、③-2のケース）は、別途盛土規制法による標識の掲出、中間検査、定期報告が必要です。

開発許可を受けた場合

令和7年3月31日以前に開発許可を受けた場合であっても、運用開始後（令和7年4月1日以降）に計画の変更を行う場合、

計画変更の内容によっては、**盛土規制法許可（法12条・30条）・届出（法27条、法21条1項・40条1項）等の手続き**が必要となりますので、ご注意ください。

開発許可の手続き

盛土規制法の手続き

ケース		手続きの要否	
① 運用開始前に着手し、運用開始前に完了	① → → →	手続き不要	
② 運用開始前に着手し、運用開始後に完了予定	②-1 区域指定の前や後に計画変更があっても、盛土許可対象の規模にならない場合 →	→ →	手続き不要
	②-2 区域指定後の計画変更により、初めて盛土許可対象の規模となる場合 →	→ → → ※3 →	法12条・30条許可（又は法27条届出）が必要
	②-3 区域指定後も工事が継続する場合 →	21日以内 → →	法21条①・40条①届出が必要
	②-4 区域指定後の計画変更により、盛土許可対象の規模となる場合 →	21日以内 → → → → ※3 →	法21条①・40条①届出必要（計画の変更後） 法12条・30条許可（又は法27条届出）が必要
③ 運用開始後に着手予定	③-1 区域指定前に開発許可を受けたものの、工事着手が区域指定後になる場合 	→ → → → ※3 →	法12条・30条許可（又は法27条届出）が必要
	③-2 区域指定後に開発許可を受けるもの（みなし許可） 	→ → ※3 → →	みなし許可のため許可等の手続き不要 ※開発の変更許可も同じ

区域指定（運用開始）日 令和7年4月1日（予定）

※1 それぞれの手続きの要否の判断においては、12条・30条許可や21条1項・40条1項届出が必要となる規模に該当するものと仮定して整理。

27条届出の規模に該当する場合は、「盛土許可」を「盛土届出」に読み替える。その場合、中間検査、完了検査は不要。

※2 「工事着手」とは、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の搬入の段階ではなく、工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更又は土石の堆積が行われた時点をいう。

※3 盛土許可が必要となる場合（②-2、②-4、③-1、③-2のケース）は、別途盛土規制法による標識の掲出、中間検査、定期報告が必要です。